

相模原市市民農園

利用者募集案内(随時募集)

相模原市が設置する市民農園のうち、
空き区画のある農園において、随時利用者を募集します。

**本募集案内を全てお読みいただき、
内容をよくご確認のうえ、お申し込みください。**

相模原市では、市民の方へ気軽に農作業を親しんでいただくため、3種類の「市民農園」を開設しています。農園の種類により区画面積、利用期間、管理料等が異なりますのでご注意ください。

市民農園は、近隣住民や利用者間でのトラブルを防止するため、利用条件や禁止行為について定めています。内容を必ずご確認ください、同意の上お申し込みください。



農園の種類

※市民農園は全部で48箇所ございます。(令和7年2月1日現在)

各農園の所在、利用期間などの詳細は、相模原市ホームページ市民農園の項をご覧ください。

URL: https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/kurashi/1026489/shimin_nouen/nouen/index.html ⇒ QRコード

	コミュニティ農園	レクリエーション農園	健康づくり農園
農園概要	利用者全員で構成する「管理運営委員会」を設置し、利用者間で協力して、農園の管理運営を行います。委員会事業への参加等により、共通の趣味を持つ仲間と交流を図ることができます。	設置箇所数が多く(旧市域を中心とした全区)、お住まいから比較的近い場所が選べ、余暇を利用した農作業に適した広さとなっています。	緑区川尻を中心に設置されている農園で、レクリエーション農園と比べると水道がない代わりに、少し広く使えるのが特徴です。
区画面積	50 m ² 以上	20 m ² 以上	30 m ² 以上
管理料(満期)	1年/1万円以内 委員会(※)において決定	18,000円(満期)	18,000円(満期) (一部21,000円)
設備	駐車場、水道あり	水道あり	(一部水道あり)
備考	利用者全員で委員会を組織し、管理運営する。		



利用条件、注意事項

※以下の事項に同意の上、お申し込みください。

○利用期間の定め等について

農園の種類ごとに定められた期間とします。

※利用期間中であっても、指定する期日までに利用を終了していただくことがあります。

→市民農園は、本市が土地所有者からお借りした農地で運営しているため、農地を返さなければいけなくなった場合には、やむを得ず閉園いたします。

この場合、納付済の管理料は月割りで還付いたしますが、栽培作物その他資材等の損害については補償できませんので、ご了承ください。

○市民農園内の適切な管理

利用者の皆様でご利用いただく農園となりますので、利用区画のみならず、農園全体を良好な状態で管理してください。

※割り当てられた区画内を耕作し、利用区画に隣接する通路等を始めとした共用部分も含め、こまめに除草するようお願いいたします。

○利用条件の遵守

※禁止行為は3ページ参照

トラブルを防ぐため、**【禁止行為】**をよくご確認ください、利用条件を必ず守ってください。

○管理料の納入について

管理料は、遅滞なく納入してください。



※利用者は、市民農園の管理、運営等に要する経費に充てるため、管理料を相模原市市民農園運営協議会（市民農園の維持・管理を行う任意団体。事務局：相模原市農政課）に納入するものとします。

★管理料金については、お申し込み時期に応じて減額となる場合がございます。

詳細については、お問い合わせください。

○利用中止について

利用期間途中での利用中止(キャンセル)は、必ずご連絡ください。

また、原状復帰を行ってください。

※利用者の都合によるキャンセルの場合、管理料は還付しません。



危険**禁止行為**

※以下の項目は、近隣住民や利用者から寄せられる意見の中で特に件数が多いものです。

**○自動車で来園すること。****また、自転車の路上駐輪をすること**

路上駐車や近隣店舗等への無断駐車は、周辺の住民等の迷惑となるばかりでなく、事故の原因となる恐れがあります。お申込みの際には、農園の所在地をご確認いただき、徒歩や自転車で来園できる農園をお選びください。

また、自転車で来園する場合は、路上駐輪をせず、農園内に駐輪してください。

(※コミュニティ農園をご利用の方は、必ず専用駐車場をご利用ください。)

**○指定された区画の適切な管理****(特に雑草の除去) を怠ること**

特に春から夏にかけては、長期間放置すると雑草が人の背丈ほどに伸びる場合があります、他の区画の利用者や周辺住民への影響を及ぼし、迷惑となりますので、適切な管理を行ってください。また、除草にあたっては、除草剤を使用しないでください。

**○適切なごみの処分を怠ること**

以下はいずれも禁止です。農作業で出たごみや雑草は、必ずご自身で持ち帰り処理してください。

・野外焼却、市民農園内（共用部や空き区画）や近隣のごみ集積所への投棄、ごみの区画内への埋設。

**○指定された区画を自分で利用せず、他人に利用させること**

利用者が指定された区画を利用できなくなった場合には、速やかに相模原市農政課へ連絡し、利用をキャンセルしてください。また、他人への又貸し、他人名義でのお申込みも禁止とします。

○その他の禁止行為

- 近隣の土地又は承認された区画以外への立入等により、近隣の農業者や他の利用者等に迷惑を及ぼすこと
- 建物又は工作物を設置すること ○営利を目的として作物を栽培すること ○樹木及び果樹等を栽培すること
- 法令により栽培が禁止されている作物を栽培すること ○農作物栽培に必要なとしない物の搬入及び耕土の搬出をすること
- 除草剤を使用すること ○周囲の区画や畑に飛散させるような農薬散布をすること
- その他、市民農園の管理運営に著しく支障を及ぼすこと

利用条件や禁止行為を守れなかった場合、利用承認を取消すことがあります

応募上の注意

※以下の事項に同意の上、お申し込みください。

- 「他人名義」のお申し込みは無効となります。
- 利用期間の途中で、利用者の都合によるキャンセル等で利用資格を失った場合、管理料は還付しません。ただし、相模原市と土地所有者との土地使用貸借契約の解除等に伴う農園閉鎖時は、管理料を月割りで還付します。
- 複数の空き区画がある農園については、状況に応じて事務局で区画を割り振ることがございますので、予めご了承ください。

申し込みの流れ

○利用希望農園の候補選択

ホームページ上にて各市民農園をご用意しておりますので、ご希望の農園をお探してください。

※不明な点がある場合にはお電話等でご確認いただけます。

○空き区画の確認

市民農園を所管している農政課(下記連絡先参照)までご連絡ください。

○お申し込み手続き

利用希望の農園に空き区画がある場合、利用手続きへと移らせていただきます。

・「相模原市市民農園利用申込書 兼 住民記録閲覧同意書 兼 個人情報提供同意書」をお客様に送付します。

必要事項をご記入の上、ご返送ください。※記入方法は5ページ参照

・所管課である農政課にて、ご記入いただいた申込書の内容を確認し、問題が無ければ利用決定通知の送付、利用承認書の交付を行います。

→承認書送付の際には「利用の手引き」と管理料納付用の「払込取扱票」を併せて送付しますので、内容をよくご確認のうえ、速やかに管理料の納付をお願いします。

※実際に市民農園をご利用いただけるのは、「利用承認書」の交付後となります。

交付を受ける前の区画利用はトラブルの原因にもなることから、絶対にお止めください。

※利用手続き後に市民農園を利用できなくなった場合は、農政課まで必ずご連絡ください。



◆お問い合わせ先◆

相模原市

農政課 農地整備班

電話：042-769-9232(直通)



申込書記入例

※市販されている「官製の往復はがき」でのお申し込みは受け付けません。

お申し込みの際は、必ず、相模原市指定の申込書をお使いください。
 ※ご記入にあたっては、鉛筆等消える恐れのあるものはご遠慮いただき、**消えない筆記具でご記入ください。**

(往信面)

85 円切手
をお貼り
ください

往 信

必ず 85 円切手を
貼ってください。



相模原市中央区中央 2 丁目 1 1 番 1 5 号

相模原市役所 農政課 行

申込書の送付先です。
 あらかじめ印刷されています。
 この面が表になるよう折って
 投函してください。

この面には何も記入しな
 いでください。

(返信面)

85 円切手
をお貼り
ください

返 信

郵便往復はがき

必ず 85 円切手を
貼ってください。



相模原市中央区中央〇丁目〇番〇号

〇〇マンション〇〇〇号

相 模 太 郎 様

申込者の郵便番号・住所・氏名を
 正確に記入してください。
 (内側に折って投函)

**相模原市市民農園利用申込
 兼 住民記録閲覧同意書 兼**

相模原市長 宛
 私は、以下のことに同意した上で、
 ・市民農園の利用条件及び禁止行為
 ・住民記録の閲覧
 ・市民農園維持管理を目的とした、相模原市市民農園管理運営協議会
 (事務局：市農政課) への、個人情報提供
 ・所属先のコミュニティ農園管理運営委員会の、個人情報提供
 ※コミュニティ農園を希望し、利用開始する場合のみ

住所は、申込者の住所を、
 方書き等も含め、詳細に記入し
 てください。

世帯で主に農園を利用する
 方を最大 2 名
 まで記入し、代
 表者の方の右
 欄をチェック
 してください。

世帯主氏名は、申込者
 の世帯の主を記入し
 てください。

連絡のつく電話番号を
 必ず記入してください。

住 所	中央区中央〇丁目〇番〇号 〇〇マンション〇〇〇号
利用者	フリガナ サガミ 知ウ 氏名 相模 太郎 フリガナ サガミ ハナコ 氏名 相模 花子
世帯主氏名	相模 太郎
電 話	000 - 000 - 0000
連絡先電話	000 - 0000 - 0000 <small>※上記電話と異なる場合のみ記載。携帯電話も可</small>
申込農園	農園種類 (該当に〇印) <input checked="" type="checkbox"/> レクリエーション健康づくり 農園名 相原〇農園

※申込書 1 枚あたり 1 通まで。
 ※希望者本人が行うこと。
 ※消えないボールペンで記入すること。

希望する農園の種類に
 丸をしてください。

希望する農園名を、
 正確に記載してください。